

別表第3 許可の基準

の建築物等に表示し、又は設置するもの	壁面に表示し、又は掲出するもの	総表示面積	一壁面につきその壁面面積の5分の1以下
		突出幅	壁面の端から突き出してはならない。
		設置形態	窓その他の開口部をふさいで表示し、又は設置してはならない。ただし、広告物等が広告幕である場合は、この限りでない。
	壁面から突き出すもの	突出幅	壁面から1メートル以下
		上端の高さ	軒の高さ以下
	屋上に表示し、又は設置するもの	総表示面積	広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の5分の1以下
		突出幅	壁面から突き出してはならない。
		上端の高さ	軒の高さの3分の5以下
バス停留所の上屋に添加するもの	一表示面積	2平方メートル以下	
建築物等から独立したもの	一表示面積		30平方メートル以下
	総表示面積		60平方メートル以下
	上端の高さ		15メートル以下
	自己の氏名、名称等を表示するため表示又は設置する広告物等	広告物等相互間距離	5メートル以上
		鉄道等との距離	20メートル以上
	上記以外の広告物	広告物等相互間距離	5メートル以上 (ただし、道路の路肩から側方へ20メートル以内の区域において一表示面積が10平方メートルを超えるものにあつては50メートル以上、鉄道等から側方へ100メートル以内の区域において一表示面積が10平方メートルを超えるものにあつては100メートル以上であること)
鉄道等との距離		商業地域 20メートル以上 その他の地域 100メートル以上	
広告幕	広告物の大きさ	幅1.5メートル以下、長さ15メートル以下 (旗、のぼり及び横断幕にあつては、幅が1.2メートル以下、長さ10メートル以下であること)	
	設置形態	非常用の進入口及び避難器具が設置された窓その他の開口部(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第126条の6第2号に規定する窓又は開口部を含む。)をふさいで表示し、又は設置しないこと。	
アドバルーン	気球の直径	3メートル以下	
	広告幕の幅	1.5メートル以下	
	広告幕の長さ	15メートル以下	
	傾斜角度	地表面に対して45度以上	
立看板		一表示面積は、2平方メートル以下であること。	
はり紙及びはり札		表示面積は、はり紙にあつては1平方メートル以下、はり札にあつては0.5平方メートル以下であること。	
アーチ	一表示面積	15平方メートル以下	
	総表示面積	30平方メートル以下	
	備考	国道、県道及び市道には設置しないこと。ただし、道路管理者が支障がないと認めたもので、表示内容が公共的なもの又は一時的に設けるものについては、この限りでない。	

電柱類を利用する広告物	袖付広告	広告物の大きさ	縦1.25メートル以下 横0.45メートル以下
		突出幅	柱から1メートル以下
		設置個数	柱1本当たり1個以下
	塗装広告又は巻立広告	広告物の大きさ	縦1.8メートル以下 横0.5メートル以下
		下端の高さ	地上から1.3メートル以上
		表示面数	柱1本当たり2面以下。ただし、塗装広告と巻立広告を同時に表示できない。
	消火栓標識利用広告	広告物の大きさ	一表示面積0.32平方メートル以下
		突出幅	支柱から0.8メートル以下
		表示面数	柱1本当たり2面以下
		設置個数	柱1本当たり1個以下
	バス停留所標識を利用するもの	一表示面積	表示板の一表示面積の3分の1以下
	鉄道車両又は自動車登録規則別表第2に規定する人の運送の用に供する乗車定員11人以上の自動車を利用する広告物等		
自動車登録規則別表第2に規定する広告宣伝用自動車			窓その他のガラス部分、タイヤ等、車体以外の箇所に表示し、又は掲出する物件を設置しないこと。 車両の前部又は上部に表示し、又は掲出する物件（自家用広告物は除く。）を設置しないこと。
上記以外の自動車を利用する広告物等			一側面における表示面積が1.8平方メートル以下で、かつ、後面における表示面積が0.6平方メートル以下であること。 車両の前部又は上部には表示し、又は掲出する物件（自家用広告物は除く。）設置しないこと。

備考

- 1 自己の営業に係る特定の商品名等を表示するものにあつては、その表示面積が全体の表示面積の2分の1未満であるものに限る。
- 2 壁面面積には、開口部を含むものとする
- 3 「突出幅」とは、壁面から広告物又は広告物を掲出する物件の端までの距離をいう。
- 4 屋根等に表示し、又は設置するものは、屋上に表示し、又は設置するものとみなす。
- 5 煙突等の工作物に表示し、又は設置するもののうち、その側面を利用するものにあつては壁面に表示し、又は設置するものとみなし、側面より上方を利用するものにあつては屋上に表示し、又は設置するものとみなす。